

公立大学法人三重県立看護大学電気需給契約書（案）

公立大学法人三重県立看護大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、公立大学法人三重県立看護大学の電気需給契約を締結し、公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則（平成 21 年規程第 41 号。以下「規則」という。）及び次の条件によって互いに契約を履行する。

（契約の目的）

第 1 条 乙は、需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」という。）が公表する託送供給等約款に基づき、当該一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、当該一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備を介して、甲の使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（需要場所）

第 2 条 乙が甲の需要に応じて電力を供給する施設は、別添仕様書のとおりとする。

（電気方式等）

第 3 条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量及び予定契約電力等は別添仕様書のとおりとし、使用期間、契約保証金は次のとおりとする。

使用期間	令和 8 年 1 0 月 1 日（供給開始日） 0 時から 令和 9 年 9 月 3 0 日 2 4 時とする。
契約保証金	金〇〇〇円 又は 免除

（供給の方法）

第 4 条 乙は、甲が三重県立看護大学で使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第 5 条 乙は、甲に対し、第 3 条の使用期間中において、天災その他乙の責に帰さない理由による場合を除き、電気を安定的に供給する義務を負い、かつ、それを保証するものとする。

（使用電力量の増減）

第 6 条 甲の使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（計量及び検査）

第 7 条 計量日は毎月 1 日とし、乙は、甲の最大需要電力（当該一般送配電事業者から提供される 30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値）および使用電力量（当該一般送配電事業者から提供される 30 分ごとの接続供給電力量）を前月計量日の 0 時から当該月計量日の前日の 24 時までの期間に記録型計量器に記録された値により計量し、その結果について、甲の指定する職員による検査を受けるものとする。

(料金の計算)

第8条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

$$\text{毎月の電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} + \text{燃料費調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

(基本料金、電力量料金等)

第9条 基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は次により算定する。

$$\text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185\% - \text{力率})$$

$$\text{電力量料金} = \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

$$\text{燃料費調整額} = \text{燃料費調整単価} \times \text{使用電力量}$$

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} = \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{使用電力量}$$

(基本料金単価、電力量料金単価)

第10条 基本料金単価、電力量料金単価は次のとおりとする。

基本料金単価	使用規模 1 ヶ月	1 kW 当たり	〇〇. 〇〇円
電力量料金単価	夏季	1 kWh 当たり	〇〇. 〇〇円
	その他季	1 kWh 当たり	〇〇. 〇〇円

(夏季、その他季)

第11条 夏季、その他季は次のとおりとする。

夏季 7月1日から9月30日までの期間。

その他季 夏季以外の期間。

(単位及び端数処理)

第12条 料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット (kW) とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセント (%) とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

(力率)

第13条 力率は、その月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）とする。なお、全く電気の供給を受けない月の力率は、85%とみなすものとする。平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率} = \left(\text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right) \times 100$$

(燃料費調整単価)

第14条 需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者の小売部門)が算出する各月の単価に、国による緩和対策事業等が実施される場合はその値引きを反映した単価とする。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)

第15条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき算定された賦課金単価とする。

(支払方法)

第16条 乙は、第7条の検査に合格した後、第8条(料金の計算)の規定に従い算定した当該月の電気料金に関する情報等を記載した請求書を、速やかに甲に送付するものとする。請求書を受けた時は、甲は、公立大学法人三重県立看護大学財務会計事務規程(平成21年規程第42号)第28条に基づき契約代金を支払わなければならない。

2 甲の責めに帰する事由により前項の支払に遅延が生じた場合には、甲は支払期限日の翌日から起算して支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

3 乙の発行する請求書に誤りがあり超過支払となった場合は、当該超過金を速やかに甲に返還する。

(契約の変更)

第17条 甲又は乙は、天災及び経済情勢の変動その他その責めに帰さない事由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 各月の最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲乙協議の上、第3条に規定する契約電力の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償の負担)

第18条 乙は、自己の責めによる電力供給の停止等により甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において甲が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、乙は、甲に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第19条 乙は、その責めに帰すべき事由により甲へ電気の供給ができなかったときは、供給が停止した日から再開した日までの日数に応じ、未履行部分相当額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定される、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第20条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、第22条及び第23条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、乙は甲の請求に基づき、当該契約期間中の予定使用電力量をもとにして第8条(料金の計算)の規定により計算した額(円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。予定使用電力量、契約単価に変更があった場合も同様とする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(不当介入に対する措置)

第21条 乙は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする。
- (3) 甲に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 契約期間内に電気の供給ができないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (3) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
 - (4) 「暴排要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
 - (5) この契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、違約金として、当該契約期間中の予定使用電力量をもとにして第8条(料金の計算)の規定により計算した額(円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者(裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る)にあつては10分の3に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。予定使用電力量、契約単価に変更があった場合も同様とする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 前条第1項の規定により契約が解除された場合
 - (2) 乙がこの契約の履行を拒否し、又は、乙の契約の履行が不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力により電気を供給することが不可能となったとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により、電気を供給することが不可能となったとき。

- 2 第22条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 第1項第2号の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は甲乙協議して定める。

(契約が解除された場合の損害賠償)

第24条 第22条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は第22条の2第1項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。ただし、その債務の不履行が契約その他債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(権利譲渡の禁止)

- 第25条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。
- 2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は会計規則第32条に基づき、支出命令権者が会計管理者又は出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

- 第26条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項の処理)

第28条 本契約書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 三重県津市夢が丘1番地1
公立大学法人三重県立看護大学
理事長 吉 沢 豊 子

(乙)